

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 2 年 4 月
山 口 県

農業者の減少や高齢化が進む中、本県農業が持続的に発展できるよう、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を設置して農地の集積・集約化を促進し、中核経営体等の効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う生産構造を実現する。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく目標

区分	基準年 (平成 24 年度) 2012 年度	現在 (平成 30 年度) 2018 年度	5 年後 (令和 5 年度) 2023 年度
耕地面積(①)	49,500 ha	47,200 ha	45,660 ha
うち担い手が 利用する面積(②)	11,605 ha	13,611 ha	32,050 ha
②/①	23.4%	28.8%	70.0%

注 1) 担い手の定義は、国の定義に準じ、①認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町から経営改善計画の認定を受けた経営体）、②認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町から青年等就農計画の認定を受けた経営体）、③基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体）、④特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第 23 条に基づき、地域農地の 3 分の 2 以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織）、⑤集落営農経営（複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の精算・販売について共同経理を行っている任意組織）とする。

注 2) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を 3 作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注 3) 目標年次は、国の「日本再興戦略」（平成 25（2013）年 6 月閣議決定）に合わせ、令和 5（2023）年とする。

(2) 農地中間管理事業による活用目標

単年度の機構活用目標は、2,280ha とする。

2 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理事業を活用し、貸付希望のある担い手が利用する農用地の分散錯ほ等の状況を把握し、連たん化・団地化を進めることで、担い手の大規模化及び生産の効率化・高度化を図る。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 機構を担い手への農地の集積・集約化を進める中核的な事業体として位置付け、市町（農業委員会を含む）、山口県農業協同組合（山口県農業協同組合中央会）、一般社団法人山口県農業会議、山口県土地改良事業団体連合会等の関係団体との連携を密にし、関係者が一体となって効率的かつ効果的に事業を推進する。
- (2) 地域の話合いを基に各市町で作成される人・農地プランを基本に、担い手への農地の集積・集約化を進めていく。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、市町に対して、その同意を得て農用地利用配分計画の案の作成を求めるとともに、必要な業務を委託する。
- (2) 土地改良区、山口県農業協同組合、市町公社、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行うことができると認められる場合に委託を認めることとする。
- (3) 地域の実情に即した農地の借受け及び貸付けを合理的に行うため、地域農地集積推進員を配置し、農地の出し手と受け手を仲介して農地の円滑な利用調整を行う。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プランの作成・見直しの手続きの過程において、地域の関係者に対し農地中間管理機構の活用方法等について周知徹底する。

6 農地中間管理事業を推進するための施策

農地の利用集積推進に関する各種助成制度等を積極的に活用して、農地中間管理事業を効果的に推進する。

7 地方公共団体、農地中間管理機構、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構の連携及び協力

県と機構が中心となって、市町（農業委員会を含む）、公庫、その他、農業関係団体及び経済関係団体との密接な連携・協力の下に事業を推進する。